

## 教科用図書検定調査審議会・教科書の改善について（論点整理）への意見

### 意見の趣旨

教科書の改善について（論点整理）で示された、社会科、地理歴史及び公民科における教科書検定基準のさらなる改訂は、子どもの学習権を侵害するとともに、教育への不当な支配介入に該当するものであり、これに反対する。

### 意見の理由

#### 1 はじめに

自由法曹団は、基本的人権をまもり民主主義を強め、平和で独立した民主日本の実現に寄与することを目的として、1921年に設立された、現在全国で約2100名を超える弁護士を擁する任意団体である。自由法曹団は、これまでも法律家による団体としての立場から教育問題委員会を中心に教育問題に取り組んできた。法律に携わる立場から、この度の教科用図書検定調査審議会の「教科書の改善について（論点整理）」（以下「論点整理」という）に関し、以下の理由から強く反対する。

#### 2 論点整理で示された社会科、地理歴史科及び公民科における教科書検定基準の見直し

論点整理では、次期学習指導要領の実施に向けた教科用図書検定基準等の改善の方向が示されている。そして、社会科、地理歴史及び公民科（以下「社会科等」という）における教科書検定基準の見直しとして、2014年1月の同検定基準の改訂、即ち①未確定な時事的現象について、特定の事柄を強調しすぎていたりすることはないこと、②近現代の歴史的事象のうち通説的見解がない事項については、通説的な見解がないことが明示されること、③閣議決定その他の方法により示された政府の統一の見解や最高裁判所の判例がある場合には、それらに基づいた記述がされていること、との規定が付加されたことを示したうえで、今後は、個々の記述だけでなく、単元や題材、節、見開きページなど一定のまとまりも含め、教科書の記述において適切な配慮を求めることを検定基準において規定することが適当であると述べられている。

#### 3 論点整理が示す教科書検定基準の見直しは、学習権侵害及び教育内容に対する不当な支配介入である

(1) 2014年の教科書検定基準改訂による進行する政府見解の押し付け

上記のとおり、2014年1月に、社会科等の教科書に通説的見解がない場合や政府見解がある場合について、その明記が義務付けられた。

自由法曹団は、この2014年1月の教科書検定基準改訂に関するパブリックコメントにおいて、同改訂が、自民党がその前年に発表した「自虐史観」を敵視する「議論の中間まとめ」と同様の内容であり、政権与党が自らにとって都合の良い歴史認識を教科書を利用して子どもたちに押しつけようとするものといえ、政治による教育内容への不当な介入であること等を指摘し、これに反対の意見を表明した。

そして、教科書検定基準改訂が強行された後、我々の危惧は現実のものとなってしまった。

2014年に行われた中学校教科書の検定では、いわゆる「慰安婦」問題の「河野談話」について記載された教科書について、政府が発見した資料では軍や官憲による強制連行を直接示す記述は見当たらなかった等の、政府見解に基づいた記述がなされていないとの意見が付き、関東大震災において虐殺された朝鮮人の人数について、従前の記述と変わりがなかったにもかかわらず、通説的な見解がないことの明示がないとの意見が付くなどし、これらの記述はいずれも修正を余儀なくされた。2016年の高等学校教科書の検定においては、南京大虐殺や関東大震災の際に虐殺された朝鮮人の人数の記載を修正させたり、「2003年のイラク戦争に際しては、一連の特別措置法にもとづき自衛隊を派遣した」との従来と同じ記述にまで、戦争に参加したと読めてしまうなどと意見が付き、「人道支援に当たった」等の政府の立場と同様の記述に改めさせたりした。また、同検定基準改訂により、教科書出版社が検定不合格を恐れ、政府に問題とされないよう無難な記述へ自主規制せざるを得ない状況となっていることも伺われる。

かかる事態は、まさに、時の政権与党が自らに都合がよい歴史認識や政策への認識を教科書の記述を基に子どもたちに押し付けるものであり、我々の危惧が具体化したものと言わざるを得ない。

今回の論点整理で示された検定基準のさらなる改訂は、これまでの個別の教科書の記述にとどまらず、単元や題材、節、見開きページなど、まとまった記述や特集、コラムなどについて、その記述のニュアンスや取り上げているテーマ自体についても検定意見を付すことにできるようにするものであって、時の政権によって、子どもたちへの一方的な見解の押し付けがさらに進むことになってしまう。

(2) さらなる検定基準の改訂は学習権侵害、教育への不当な支配である

論点整理で示された検定基準の改訂は、上記のとおり、教科書の記述を通

じて子どもたちに対し、時の政権によって都合の良い教育内容の押し付けを強めるものである。

そもそも教育は、子どもが成長・発達し、自己の人格を完成・実現するために必要な学習をする固有の権利たる学習権（憲法26条・同13条）を充足するためのものであり、国が、一方的な観念や見解を教え込むように強制する等、子どもが自由かつ独立の人格として成長することを妨げるような介入をすることは、子どもの学習権侵害となる（1976年旭川学力テスト事件最高裁判決）。

教科書は、子どもたちが「正しいこと」が記載されていると考えやすいものであるところ、論点整理で示された検定基準の改訂は、政府が自らにとって都合の良い歴史認識や社会的事象についての見解を教科書に盛り込ませるものであるから、子どもへの一方的な見解の押し付けとして学習権侵害となる。さらに教科書の記述を通じてかかる教育を教育現場に強制することは、教育の自主性をゆがめる「不当な支配」（教育基本法16条1項）となるべきである。

#### 4 まとめ

以上、教科書の改善について（論点整理）で示された社会科等の教科書検定基準の改訂は、子どもの学習権を侵害するとともに、教育への不当な支配に該当するものであり、かかる教科書検定基準の改訂は許されない。

2017年3月5日

自 由 法 曹 団  
教 育 問 題 委 員 会